

企画競争実施の公示

令和5年10月13日

東北運輸局総務部長 宮嶋 睦男

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務内容

仙台第4合同庁舎内の以下に掲げる食堂等の運営

(2) 業務場所

仙台市宮城野区鉄砲町1番地

仙台第4合同庁舎 地下1階食堂 他

(3) 設備

テーブル、椅子、主な厨房備品は仙台第4合同庁舎で使用する条件で提供する。
ただし、修繕、更新等は運営業者の負担とする。

(4) 使用料

国有財産法に基づいて、建物使用料を徴収する。

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

ただし、必要に応じ5年を超えない範囲内で国有財産の使用許可を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2 企画競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(6) 下記4の説明会に参加した者であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- 3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出
「女性の活躍推進にむけた公共調達及び補助金の活躍に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づいた認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、企画提案書の加点対象となるので、企画提案書と併せて別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」（証明書類添付含む）を添付すること。なお、加点が無い場合にも提出すること。

4 説明会

(1) 説明会の日時、場所

日時：令和5年10月27日（金） 13時30分から

場所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
東北運輸局2階会議室

(2) 説明会への参加申し込み

説明会へ参加を希望する者は、令和5年10月20日（金）17時までに、下記（3）へ電話連絡による申し込み若しくは下記項目を記載し電子メールによる申し込みとする。

- 事業所名
- 出席者役職・氏名
- 連絡先電話番号

(3) 担当部局等

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局総務部総務課 担当 木内

電話 022-791-7504

E-Mail tht-sendai4gocho@ki.mlit.go.jp

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年11月13日（月）17時までに、上記4の（3）に6部持参または郵送（書留郵便のみとし、提出期限必着とする）にて提出すること。

※企画提案書の詳細は、提案要領に記載する。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4の（3）に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、国有財産の使用手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん」認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】